

国土交通省告示第十四百八十五号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条の二第一項の規定に基づき、評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）の一部を次のように改正する。  
令和三年十二月一日 国土交通大臣 斉藤 健太

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準（新築住宅）</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイから<u>チ</u>までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p><u>チ</u> CLTパネル工法の評価対象建築物における基準</p> <p>CLTパネル工法の評価対象建築物については、次の①及び②（等級1への適合判定にあつては②）に掲げる基準に適合していること。</p> <p>① 平成28年国土交通省告示第611号（②において「告示」という。）第8、第9又は第10に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Kの数値に耐震等級（倒壊等防止）に応じた倍率を乗じて適用するものとする。</p> <p>② 令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準（新築住宅）</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイから<u>チ</u>までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p><u>チ</u> CLTパネル工法の評価対象建築物における基準</p> <p>CLTパネル工法の評価対象建築物については、1-1(3)イ①及び②（等級1への適合判定にあつては②）に掲げる基準に適合していること。</p>	<p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 評価の方法の基準（性能表示事項別）</p> <p>1 構造の安定に関すること</p> <p>1-1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準（新築住宅）</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイから<u>ト</u>までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定（ある等級に要求される水準を満たしているか否かを判断することをいう。以下同じ。）を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) (略)</p> <p>1-2 耐震等級（構造躯体の損傷防止）</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 評価基準（新築住宅）</p> <p>評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイから<u>ト</u>までのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。</p> <p>イ～ト (略)</p> <p>(新設)</p>

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級3、等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)のイからトまでのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ （略）

1-3 （略）

1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)・(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ト （略）

チ CLTパネル工法の評価対象建築物における基準

CLTパネル工法の評価対象建築物については、等級2への適合判定にあつては次の①及び②、等級1への適合判定にあつては次の②に掲げる基準に適合していること。

① 平成28年国土交通省告示第611号（②において「告示」という。）第8、第9又は第10に定めるところによりする構造計算によって確かめられる安全性を有すること。この場合において、令第82条第2号の表は、Wの数値に1.2以上の数値を乗じて適用するものとする。

② 令第36条から第38条までの規定及び告示の規定に適合していること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級3、等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)のイからトまでのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ （略）

1-3 （略）

1-4 耐風等級（構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止）

(1)・(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の評価対象建築物について、次のイからトまでのいずれかに定めるところにより各等級への適合判定を行うこと。この場合において、構造計算を行う場合には、平成19年国土交通省告示第592号の規定によること。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ～ト （略）

（新設）

(4) 評価基準（既存住宅）

評価対象建築物のうち建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外のものについて、次に定めるところにより等級2又は等級1への適合判定を行うこと。ただし、建築基準法第20条第1項各号に定める基準に適合し、かつ、ロの規定に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとする。また、一の評価対象建築物について、階、方向又は部分により等級が異なる場合においては、それぞれの等級のうち、最も低いものを当該評価対象建築物の等級とすること。

イ 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)のイからエまでのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ （略）

1-5～1-7 （略）

2 （略）

3 劣化の軽減に関すること

3-1 劣化対策等級（構造躯体等）

(1)・(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。

イ 木造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1m以内の部分、次の(i)から(ii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i) 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(i)から(ii)までのいずれかに適合するものであること。

(ii) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材、枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材又は直交集成板の日本農林規格（平成25年農林水産省告示第3079号）に規定する直交集成板をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル、日本産業規格A

イ 目視若しくは計測により確認された評価対象建築物の現況又は評価対象建築物の図書等に記載された内容が、(3)のイからエまでのいずれかに掲げる基準（極めて稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の倒壊、崩壊等並びに稀に発生する暴風及び積雪による力の作用に対する構造躯体の損傷に関するものを除く。）に適合していること。

ロ （略）

1-5～1-7 （略）

2 （略）

3 劣化の軽減に関すること

3-1 劣化対策等級（構造躯体等）

(1)・(2) （略）

(3) 評価基準（新築住宅）

次のイ、ロ、ハ又はニに掲げる評価対象建築物の種類に応じ、それぞれ次に掲げる基準によること。ただし、耐久性等関係規定（構造躯体等の劣化軽減に関係するものに限る。）に適合している評価対象建築物は、等級1を満たすものとするができる。

イ 木造

① 等級3

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組、枠組その他これらに類する部分（木質の下地材を含み、室内側に露出した部分を含まない。以下「軸組等」という。）のうち地面からの高さ1m以内の部分、次の(i)から(ii)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i) 通気層を設けた構造（壁体内に通気経路を設けた構造で、外壁仕上げと軸組等の間に中空層が設けられている等軸組等が雨水に接触することを防止するための有効な措置が講じられているものをいう。）又は軒の出が90cm以上である真壁構造（柱が直接外気に接する構造をいう。）のいずれかの構造（以下「通気構造等」という。）となっている外壁であり、かつ、軸組等が次の(i)から(ii)までのいずれかに適合するものであること。

(ii) 軸組等（下地材を除く。）に製材又は集成材等（集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）に規定する化粧ばり構造用集成柱若しくは構造用集成材、単板積層材の日本農林規格（平成20年農林水産省告示第701号）に規定する構造用単板積層材又は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和49年農林省告示第600号）に規定する枠組壁工法構造用たて継ぎ材をいう。以下同じ。）が用いられ、かつ、外壁下地材に製材、集成材等又は構造用合板等（合板の日本農林規格（平成15年農林水産省告示第233号）に規定する構造用合板、構造用パネルの日本農林規格（昭和62年農林水産省告示第360号）に規定する構造用パネル、日本産業規格A5908に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本産業規格A5905に規定する繊維

5908に規定するパーティクルボードのうちPタイプ又は日本産業規格A5905に規定する繊維板のうちミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という。）のPタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ) (略)

(ハ) 軸組等に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格をいう。以下同じ。）に規定する心材の耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

(ニ) (略)

(ii)・(iii) (略)

b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i) 土台にK3相当以上の防腐・防蟻処理（北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理（日本産業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること。

(ii) 構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウエスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。

(iii) (略)

c～h (略)

② 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の(i)から(v)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)～(iii) (略)

(iv) 軸組等に構造用製材規格等に規定する心材の耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(v) (略)

b (略)

③ (略)

ロ～ニ (略)

(4) (略)

4～11 (略)

附 則

1の括弧は、公布の日から起算して、

板のうちミディアムデンシティファイバーボード（以下「MDF」という。）のPタイプをいう。以下同じ。）が用いられているとともに、軸組等が、防腐及び防蟻に有効な薬剤が塗布され、加圧注入され、浸漬され、若しくは吹き付けられたもの又は防腐及び防蟻に有効な接着剤が混入されたものであること。

(ロ) (略)

(ハ) 軸組等に構造用製材規格等（製材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1083号）及び枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格をいう。以下同じ。）に規定する耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等でその小径が12.0cm以上のものが用いられていること。

(ニ) (略)

(ii)・(iii) (略)

b 土台

土台が次の(i)から(iii)までのいずれかに適合し、かつ、土台に接する外壁の下端に水切りが設けられていること。

(i) 土台にK3相当以上の防腐・防蟻処理（北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、構造用製材規格等に規定する保存処理の性能区分のうちK2以上の防腐処理（日本産業規格K1570に規定する木材保存剤又はこれと同等の薬剤を用いたK2以上の薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されていること。

(ii) 構造用製材規格等に規定する耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種のうち、ヒノキ、ヒバ、ベイヒ、ベイスギ、ケヤキ、クリ、ベイヒバ、タイワンヒノキ、ウエスタンレッドシーダーその他これらと同等の耐久性を有するものに区分される製材又はこれらにより構成される集成材等が用いられていること。

(iii) (略)

c～h (略)

② 等級2

次に掲げる基準に適合していること。

a 外壁の軸組等

外壁の軸組等のうち地面からの高さ1m以内の部分が、次の(i)から(v)までのいずれかに適合していること。なお、北海道又は青森県の区域内に存する住宅にあっては、防蟻処理を要しない。

(i)～(iii) (略)

(iv) 軸組等に構造用製材規格等に規定する耐久性区分D<sub>1</sub>の樹種に区分される製材又はこれにより構成される集成材等が用いられていること。

(v) (略)

b (略)

③ (略)

ロ～ニ (略)

(4) (略)

4～11 (略)

## ○国土交通省告示第十四百八十六号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則（平成二十一年国土交通省令第三号）第一条各項及び第五条の規定に基づき、長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成二十一年国土交通省告示第二百九号）の一部を次のように改正する。

令和三年十二月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 長期使用構造等とするための措置</p> <p>規則第1条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする。</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 耐震性</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 新築基準</p> <p>次の①から③までのいずれかに定めるところにより、基準に適合すること。</p> <p>① （略）</p> <p>② 評価方法基準第5の1の1-1(3)口から下までによる場合</p> <p>認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。</p> <p>③ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>3. ～5. （略）</p> <p>6. 省エネルギー対策</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 増改築基準</p> <p>次の①又は②のいずれかに適合すること。</p> <p>① 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)ハ②の基準は、適用しない。</p> <p>② 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級3及び5-2(4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)ハ③の基準は、適用しない。</p> <p>第4 （略）</p>	<p>第1・第2 （略）</p> <p>第3 長期使用構造等とするための措置</p> <p>規則第1条各項に規定する国土交通大臣が定める措置については、次に掲げる基準を満たすこととなる措置又はこれと同等以上の措置とする。</p> <p>1. （略）</p> <p>2. 耐震性</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 新築基準</p> <p>次の①から③までのいずれかに定めるところにより、基準に適合すること。</p> <p>① （略）</p> <p>② 評価方法基準第5の1の1-1(3)口から下までによる場合</p> <p>認定対象建築物のうち、建築基準法第20条第1項第1号に規定する建築物以外の認定対象建築物について、評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合すること。</p> <p>③ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>3. ～5. （略）</p> <p>6. 省エネルギー対策</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 増改築基準</p> <p>次の①又は②のいずれかに適合すること。</p> <p>① 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)ハ①の基準は、適用しない。</p> <p>② 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級3及び5-2(4)の等級4の基準に適合すること。ただし、増築又は改築をしない部分については、評価方法基準第5の5の5-1(4)ハ②の基準は、適用しない。</p> <p>第4 （略）</p>

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第3の6(3)の改正規定は、令和四年四月一日から施行する。